

資料2

運営指導における 指導事項の解説

短期入所

－ 目 次 －

- 1 運営指導における指導事項項目内訳（P3～4）
- 2 根拠法令等（P5）
- 3 運営指導における指導事項の解説（P6～23）
 - （1）人員基準（P7～10）
 - （2）設備基準 ※該当なし
 - （3）運営基準（P11～14）
 - （4）報酬算定基準（P15～20）
 - （5）その他（P21～23）

1 令和6年度 運営指導における指導事項項目内訳 (全障害福祉サービス)

サービス区分	項目		文書指摘	口頭指摘	合計
全障害福祉サービス (※134事業所で実施)	(1)	人員基準	10		10
	(2)	設備基準			
	(3)	運営基準	113	296	409
	(4)	報酬算定基準	13	93	106
	(5)	その他			
障害福祉サービス 計			136	389	525

1 令和6年度 運営指導における指導事項項目内訳 (短期入所)

サービス区分	項目	文書指摘	口頭指摘	合計
・短期入所 (※4事業所で 実施)	(1) 人員基準			
	(2) 設備基準			
	(3) 運営基準	1	1	2
	(4) 報酬算定基準	2	2	4
	(5) その他			
サービス 計		3	3	6

2 根拠法令等

法令等	本資料での表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)	法
福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年1月12日条例第8号)	条例
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号)	施行規則
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)	解釈通知
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)	留意事項通知

3 運営指導における指導事項の解説

※令和6年度より前の指導事項も掲載しております。

※各指導事項における「根拠法令等及び備考」については、指導当時の内容ですので現在は変更となっている場合があります。

項 目

(1)人員基準（従業者の員数）

指導事項

生活支援員等の員数が、事業所で配置が必要な数を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 必要な人員は単独型、併設型、空床利用型ともに基本的な取り扱いは同じです。
2. 具体的な取り扱いは次ページ以降を参照してください。

根拠法令等 及び備考

・条例 第100条

単独型事業所

➤ 指定生活介護事業所等

① 指定生活介護等のサービス提供時間帯

当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

② それ以外の時間帯

当該日の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えるごとに1を加えた数以上

併設型事業所

➤ 指定障害者支援施設

施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の合计数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

➤ 指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所

① 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯

指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合计数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

② 指定短期入所を提供する時間帯（①を除く）

当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えるごとに1を加えた数以上

空床利用型事業所

➤ 指定障害者支援施設

施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

➤ 指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所

① 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯

指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

② 指定短期入所を提供する時間帯（①を除く）

当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えるごとに1を加えた数以上

項 目

(3)運営基準（利用者負担額等の受領）

指導事項

利用者から利用者負担額（自己負担分）を徴収していない。

解説及び 改善方法等

1. サービスを提供した際には、利用者からサービスに係る利用者負担額を徴収してください。
2. この他に事業者が受けることができるサービスの提供に要する費用は以下のとおりです。
 - ① 食事の提供に要する費用
 - ② 光熱水費
 - ③ 日用品費
 - ④ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。
3. 上記①～④を徴収する場合は、あらかじめ利用者に対してサービスの内容及び費用について説明し、同意を得てください。
4. 上記1,2を徴収した場合は、利用者に対して領収証を交付してください。なお、運営指導の際の確認事項ですので、領収証の控えを保管してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例 105条
- ・解釈通知 第6の4(3)

項 目

(3)運営基準（運営規程）

指導事項 運営規程に定めが必要な事項を定めていない。

解説及び
改善方法等

1. 運営規程には次ページの重要事項を定めてください。
2. **重要事項説明書や契約書及び実態と不整合がないようにしてください。**

根拠法令等
及び備考

- ・条例 第108条
- ・解釈通知 第6の4(6)

運営規程に定めが必要な事項

- 1.事業の目的及び運営の方針
- 2.従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3.利用定員
- 4.指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 5.サービス利用に当たっての留意事項
- 6.個人情報の取扱いに関する事項
- 7.緊急時等における対応方法
- 8.非常災害対策
- 9.事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- 10.虐待の防止のための措置に関する事項
- 11.その他運営に関する重要事項

項 目

(3)運営基準（定員の遵守）

指導事項

定員を超えて利用者を受け入れている。

解説及び 改善方法等

1. 利用定員を超えてサービスの提供を行うことができるのは、以下の場合に限られます。
 - ① 災害の場合
 - ② 利用者が虐待を受けている場合
 - ③ 地域の社会資源の状況等から、新規の利用者を当該事業所で受け入れる必要がある場合等のやむを得ない事情がある場合
2. 定員超過減算の範囲を超えていなければ減算には該当しませんが、定員を超える利用者の受け入れは、運営基準違反になります。
3. 併設型事業所及び空床利用型事業所における定員の取扱いは以下のとおりです。
 - ① 併設型事業所の場合・・・併設型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数
 - ② 空床利用型事業所の場合・・・指定障害者支援施設等の居室のベッド数

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第109条
- ・解釈通知 第6の4(7)

項 目

(4)報酬算定基準（定員超過利用減算）

指導事項

1日当たりの利用者の数が定員の110%を超えている

解説及び 改善方法等

1. 以下のいずれかに該当する場合、定員超過利用減算が適用されます。
 - ① 定員50人以下
 - 1日当たりの利用者数が、定員の110%を超過している場合
 - ② 定員51人以上
 - 1日当たりの利用者数が、定員から50を差し引いた員数の105%に55を加えた数を超過している場合
2. すべての利用者に対して、70/100単位の算定が適用されます。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第7の1注16
- ・留意事項通知 第2の1(7)

項 目

(4)報酬算定基準（常勤看護職員等配置加算(1)）

指導事項

看護職員を常勤換算方法で1以上配置していない。

解説及び 改善方法等

1. 算定要件を満たしていない場合は、自己点検の上、過誤調整してください。
従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。
2. 常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）の配置が必要です。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第7の2の2
- ・留意事項通知 第2の2(7)⑪

項 目	(4)報酬算定基準（食事提供体制加算）
指導事項	管理栄養士又は栄養士が献立の確認を行っていない。 摂食量を記録していない。 体重又はBMIを記録していない。
解説及び改善方法等	1. 食事提供体制加算を算定する場合は、以下の要件も満たす必要があります。 ① 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③ 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。
根拠法令等及び備考	・報酬告示 別表第7の8 ・留意事項通知 第2の2(7)⑱

項 目

(4)報酬算定基準（福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ）

指導事項

従業者に対してキャリアパス要件を周知していない。

解説及び 改善方法等

1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定には、事業所が満たすキャリアパス要件について、全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。
2. 福祉・介護職員等処遇改善加算の従業者への配分方法を巡ってトラブルにならないよう、研修の実施等により十分な周知をしてください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第7の14
- ・留意事項通知 第2の2(7)㉔
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

【参考】キャリアパス要件

キャリアパス要件Ⅰ (1, 2, 3すべてに適合)	キャリアパス要件Ⅱ (1, 2すべてに適合)	キャリアパス要件Ⅲ (1, 2すべてに適合)
1. 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 2. 1に掲げる職位、職責、又は職務内容に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 3. 1及び2の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。	1. 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、賃金向上の目標及び①又は②に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。 ② 資格取得のための支援（研修受講のためのシフトの調整、給与の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 2. 1について、全ての福祉・介護職員に周知していること。	1. 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には次の①から③までのいずれかに該当する仕組みであること。 ① 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 ② 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されてることを要する。 2. 1の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

項 目

(4)報酬算定基準（福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ）

指導事項

従業者に対して職場環境要件を周知していない。

解説及び 改善方法等

1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定には、事業所が満たす職場環境要件（賃金改善以外の処遇改善の内容）について、全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。
2. 加算の届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善の内容を周知することが必要ですので、
年1回は研修等により周知してください。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第7の14
- ・留意事項通知 第2の2(7)㉔
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

項 目

(5)その他（業務管理体制の届出）

指導事項

法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出をしていない。

解説及び 改善方法等

1. 法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられているため、市福祉監査課に届け出てください。

根拠法令等 及び備考

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

【参考】業務管理体制の届出

1. 届出の内容

対象となる障害福祉サービス事業者	届出事項
全ての事業者	事業所の名称又は氏名 " 主たる事業所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者	上記に加え「法令遵守規程」の概要
事業所等の数が100以上の事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

【参考】業務管理体制の届出

2. 届出先

事業所等の区分	届出先	備考
①指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課
②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業所	市町村	
③全ての指定事業所等が同一指定都市(※)に所在する事業者等	指定都市 (※)	※児童福祉法に基づく指定障害児 通所支援事業者及び指定障害児入所 施設の設置者については児童相談所 設置市を含みます。
④全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
⑤①から④以外の事業者等	都道府県	